

令和7年度 冬休み期間

学童保育所・学童クラブ 入所申込み



学童保育所・学童クラブとは、保護者等が労働のため昼間家庭にいない児童等に対し適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る施設です。

冬休み期間のみの入所については、定員に空きが見込める学童保育所、学童クラブとし、下記のとおり申込みを受け付けます。

1 対象児童

保護者等（父・母・18歳以上65歳未満の祖父母等の同居人）が労働のため昼間家庭にいないまたはそれと同等の（保育ができない）状況にある児童で、市内の小学校に通う児童または市内に住所があり市外の小学校に通う児童。

※「保護者等が労働のため昼間家庭にいない」とは、労働であれば、昼間に原則1ヶ月15日以上勤務をしていることとしています。病気等、その他の理由（家族の介護・看護、出産、就学、起業準備など）で保育ができない場合は、各学童保育所または子ども育成課へご相談ください。

※育児休業、求職活動等の際は原則利用の対象となりませんが、ご家庭の事情により必要がある場合はご相談ください。

※障害などにより養護を必要とする児童は、受入体制の確認があるので、必ず事前に各学童保育所・学童クラブへご相談ください。

※通学する小学校以外の学童保育所・学童クラブのご利用も可能です。

2 入所期間

12月24日（水）から1月7日（水）

※午前中までの授業日を含みます。

【開所時間】 通常：午前8時～午後7時 午前中までの授業日：放課時～午後7時

※午後5時～午後7時は保護者の迎えが必要です。

【休所日】 日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

※大雪や大雨等の自然災害等により、児童の安全確保が困難と見込まれる際は、学童は臨時休所等の緊急の対応を行う場合があります。

3 申込期間・申込手続き

11月17日（月）から11月28日（金）

※定員に余裕がある場合は、申込期間後も随時受付を行います。

次の書類を「5 学童保育所・学童クラブ」の申込先へ提出してください。

①入所申込書

②保育の必要性がわかる証明書（勤務証明書など）

③令和6年度市町村民税非課税証明書（市町村民税非課税世帯のみ提出）

④生活保護証明書（生活保護世帯のみ提出）

※①・②の用紙は、入所を希望する学童保育所・学童クラブ、または子ども育成課で、配布します。（市のホームページからもダウンロードできます。）

※③は税務課、④は保護課で交付します。

4 入所決定

12月5日（金）までに入所決定を行い、その後保護者に通知する予定です。

※申込状況によっては、その後に追加で入所決定を行い、通知する場合があります。

なお、申込み多数の場合は、定員の都合上、入所できない場合がありますのでご了承ください。

申込先へ直接お申込みください。

施設名	所在地	申込先	電話番号
三池学童保育所	新町289番地1 小学校内	三池学童保育所	51-7986
高取学童保育所	歴木1807番地58 小学校内	高取学童保育所	51-7987
中友学童保育所	中友町1番地20 小学校内	中友学童保育所	52-4362
白川学童保育所	中白川町1丁目183番地 小学校内	白川学童保育所	54-4722
吉野学童保育所	白銀959番地	吉野学童保育所	50-1388
明治学童保育所	明治町2丁目21番地1 小学校内	明治学童保育所	57-2335
大正学童保育所	大正町5丁目5番地9 小学校内	大正学童保育所	55-0303
銀水第2学童保育所	田隈239番地 小学校内	銀水第2学童保育所	56-0600
大牟田中央学童保育所	笹林町1丁目1番地2	子ども育成課	85-6102
平原学童クラブ	平原町333番地 小学校内	子ども育成課	85-6102
駿馬学童クラブ	馬場町17 小学校内	子ども育成課	85-6102
天の原学童クラブ	笹原町3-116 小学校内	子ども育成課	85-6102

※定員に空きが見込める施設のみを掲載しています。

※上記以外の学童保育所・学童クラブで空きがある場合がございますので、ご希望される場合は、各学童保育所へ、学童クラブ（天領学童保育所含む）については子ども育成課へお問い合わせください。

※冬休み期間以降の利用を希望される場合は、申込先へご相談ください。

※定員を超える場合や、特別な配慮が必要な児童で専任の職員が確保できない場合は、入所できないことがあります。

【利用料】

児童1人につき（おやつ代を含みます）

・令和6年度市町村民税課税世帯	：12月 2,000円	1月 2,000円
・令和6年度市町村民税非課税世帯	：12月 1,000円	1月 1,000円
・生活保護世帯	：12月 500円	1月 500円

※月途中の入退所の際、利用料の日割り計算は行いません。

※利用料については、原則として退所後や年度をさかのぼっての変更は行いません。

【支払方法】

- ・学童保育所（大牟田中央学童保育所、天領学童保育所を除く）利用の場合
各施設へ直接お支払いとなります。詳しくは各施設へお問合せください。
- ・学童クラブ（大牟田中央学童保育所、天領学童保育所を含む）利用の場合
納付書を子ども育成課より郵送します。納付書はコンビニ払い、キャッシュレス決済はできないため、金融機関窓口でお支払いください。

- 開所時間の午後7時を超えて利用することはできません。
- 学童のルールや支援員の指導等を守ってご利用ください。
 - ・学童保育所・学童クラブでは、子どもたちが安心安全に集団生活を送れるよう、運営事業者において様々なルールを定めています。そうしたルールが守られない場合、子どもたちの安全の確保や集団生活の維持が難しくなりますので、入所説明会等で運営事業者がお伝えするルールは必ず守ってください。
 - ・ルールが守られず学童の運営に支障を来す場合、集団生活を著しく損ねるような行動や他児童・支援員に危害を加える行動などが見られ指導を重ねても改善が図られない場合は、退所となる場合があります。
 - ・子どもたちの間でけんかやトラブルが起きた場合や支援員の指導方法に対して不満がある場合に、保護者の方が現場で長時間にわたってクレームを入れられたり、相手の子どもを怒鳴りつけられたりされることがあります。そのような行為は、子どもたちの保育や見守りに支障が生じるだけでなく、子どもたちを萎縮させたり、支援員が過度なストレスを感じたりすることにもなりますので、お控えいただくようお願いいたします。
 - ・学童保育所・学童クラブの運営にあたりまして、保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。